

第 5 期 中 間 決 算 公 告

平成18年12月27日

東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

株式会社みずほ銀行

取締役頭取 杉山 清次

中間連結貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	2,432,558	預 渡 性 預 金	50,784,294
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	2,030,000	債 券	1,577,830
買 現 先 勘 定	5,891	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	1,817,230
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	2,771,209	売 現 先 勘 定	1,632,300
買 入 金 銭 債 権	2,469,277	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	256,679
特 定 取 引 資 産	1,659,152	特 定 取 引 負 債 金	1,812,481
金 銭 の 信 託	16,663	借 用 金	595,740
有 価 証 券	17,819,842	外 国 為 替	1,097,718
貸 出 金	34,129,221	短 期 社 債	15,598
外 国 為 替	131,474	社 債	44,783
そ の 他 資 産	2,839,962	そ の 他 負 債	748,967
有 形 固 定 資 産	618,614	賞 与 引 当 金	4,149,700
無 形 固 定 資 産	126,692	退 職 給 付 引 当 金	9,578
債 券 繰 延 資 産	57	ポ イ ン ト 引 当 金	9,505
繰 延 税 金 資 産	342,539	特 別 法 上 の 引 当 金	1,250
支 払 承 諾 見 返	3,082,047	繰 延 税 金 負 債	651
貸 倒 引 当 金	△ 389,163	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	15,479
投 資 損 失 引 当 金	△ 121	支 払 承 諾	86,707
		負 債 の 部 合 計	3,082,047
		（ 純 資 産 の 部 ）	67,738,547
		資 本 金	
		資 本 剰 余 金	650,000
		利 益 剰 余 金	762,345
		株 主 資 本 合 計	297,719
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,710,065
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	194,735
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 67,459
		為 替 換 算 調 整 勘 定	122,486
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 22
		少 数 株 主 持 分	249,738
		純 資 産 の 部 合 計	387,570
資 産 の 部 合 計	70,085,921	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,347,374
			70,085,921

(単位：百万円)

2

＜中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書の作成方針＞

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 37社

主要な会社名

みずほインベスターズ証券株式会社

みずほ信用保証株式会社

みずほファクター株式会社

ユーシーカード株式会社

みずほキャピタル株式会社

なお、信用管理サービス株式会社は清算により連結の範囲から除外しております。

②非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 10社

主要な会社名

日本抵当証券株式会社

確定拠出年金サービス株式会社

なお、MH Capital Partners II.L.P.は、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日)を適用したことに伴い、当中間連結会計期間から持分法の対象に含めております。

②持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

①連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 11社

9月末日 23社

12月最終営業日の前日 3社

②12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

＜中間連結貸借対照表の注記＞

注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間連結決算月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

4.金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3.と同じ方法によっております。

5.デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

6.当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

動 産 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

7.無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

8.社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

9.債券繰延資産は、次のとおり償却しております。

(1) 債券発行費用は従来、資産として計上し、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行ってまいりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度および中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用し、発生時に全額費用処理しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。

(2) 債券発行差金については「債券繰延資産」として計上し、償還期間までの期間に対応して償却してまいりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付で一部改正され(企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度および中間会計期間から適用することになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間までの期間に対応して償却を行うとともに未償却残高を債券から直接控除しております。

10. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。
11. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は304,731百万円であります。
12. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。
13. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
14. 退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、主として各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10～12年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生連結会計年度から損益処理しております。
15. ポイント引当金は、「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。
16. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
17. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。
小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）を適用しております。
ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。
（1）相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。
（2）キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。
個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。
また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております。多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は53,898百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は60,856百万円（同前）であります。
18. 外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。
19. デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。
20. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
21. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。
- | | | |
|-------------|---------|-----------------------------|
| 金融先物取引責任準備金 | 0 百万円 | 金融先物取引法第81条の規定に基づく準備金であります。 |
| 証券取引責任準備金 | 651 百万円 | 証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。 |
22. 関係会社の株式総額（子会社の株式を除く） 2,675 百万円
23. 有形固定資産の減価償却累計額 557,245 百万円
24. 有形固定資産の圧縮記帳額 40,029 百万円
25. 貸出金のうち、破綻先債権額は41,293百万円、延滞債権額は291,022百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
26. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は10,290百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

27.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は202,956百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

28.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は545,562百万円であります。

なお、25.から28.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

29.手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は412,853百万円であります。

30.担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	246,223 百万円
有価証券	2,492,606 百万円
貸出金	4,070,195 百万円
その他資産	329 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	264,869 百万円
コールマネー及び売渡手形	946,600 百万円
売現先勘定	250,383 百万円
債券貸借取引受入担保金	1,772,725 百万円
借入金	607,180 百万円
その他負債	60 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」900百万円、及び「有価証券」879,056百万円を差し入れております。

関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。

また、「その他資産」のうち保証金は86,552百万円、先物取引差入証拠金は1,001百万円、その他の証拠金等は2,185百万円であります。

31.土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

32.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金449,417百万円が含まれております。

33.社債は、全額劣後特約付社債であります。

34.1株当たりの純資産額 243,911円38銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は17,176円73銭減少しております。

35.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。36.についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	968,557	967,176	△1,381
地方債	50,705	50,580	△124
その他	317,773	309,903	△7,869
合計	1,337,035	1,327,659	△9,375

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	777,275	1,208,933	431,658
債券	12,564,179	12,493,535	△70,644
国債	12,244,932	12,176,457	△68,475
地方債	61,987	61,029	△957
社債	257,259	256,048	△1,211
その他	382,439	393,256	10,816
合計	13,723,894	14,095,724	371,830

なお、上記の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は1,034百万円（収益）であります。また時価ヘッジ適用の結果、純資産直入処理の対象となる370,796百万円から繰延税金負債150,374百万円を差し引いた額220,422百万円のうち少数株主持分相当額25,626百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額5百万円を加算した額194,801百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間連結決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時

価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は、825百万円であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

36.時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非公募債券	1,805,824
非上場外国証券	313,504
非上場株式	289,123
貸付債権信託受益権等	1,800,324

37.金銭の信託の保有目的別の内訳は、次のとおりであります。

満期保有目的の金銭の信託 該当ありません

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）
その他の金銭の信託	663	663	－

38.無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の外国証券及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計347,534百万円含まれております。

現先取引、現金担保付債券貸借取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は70,055百万円、再貸付けに供している有価証券は6,333百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは2,789,829百万円であります。

39.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,350,055百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,757,442百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

40.支払承諾及び支払承諾見返には、当行保有の債券に対する当行保証を含めて計上しております。

41.「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことから、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等」の一部を改正する内閣府令（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は2,027,263百万円であります。

(2)純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(5)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(6)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア等は、「無形固定資産」に含めて表示しております。

42.「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。同実務対応報告に照らして子会社に該当する投資事業組合については、従来より連結していることから、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

43.「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。

44.当行は、平成18年11月27日開催の取締役会において、英国領ケイマン諸島に、当行が議決権を100%所有する海外特別目的子会社MHBK Capital Investment (JPY) 1 Limitedを設立すること及び同社が優先出資証券を発行することに関する決議を行いました。同社が平成18年12月22日に条件決定を行った優先出資証券の概要は以下のとおりであります。

①証券の種類 円建配当金非累積型永久優先出資証券（当行普通株式への交換権は付与されない。）

②発行総額 1,200億円

③配当
 平成28年6月まで固定配当
 平成28年6月以降は変動配当（ステップ・アップなし）

④払込予定日 平成19年1月12日

⑤本件発行代り金は、最終的に当行に対する永久劣後特約貸付金として全額が使用され、関係法令に基づく必要な届出等を前提に、自己資本比率規制における自己資本に算入される予定であります。

45.銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 10.45%

＜中間連結損益計算書の注記＞

注 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.1株当たり中間純利益金額 37,199円12銭

3.潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 32,138円09銭

4.特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5.「その他経常収益」には、株式等売却益15,085百万円を含んでおります。

6.「その他経常費用」には、貸出金償却8,851百万円、株式等償却5,604百万円、店舗統廃合関係費用等4,245百万円を含んでおります。

7.「特別利益」には、固定資産処分益10,719百万円、貸倒引当金純取崩額10,689百万円を含んでおります。

8.「特別損失」は、固定資産処分損12,599百万円、減損損失2,338百万円であります。

9.当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
首都圏	遊休資産 21物件	土地建物等	536
	廃止予定店舗 1ヶ店		
その他	遊休資産 37物件	土地建物等	1,802

営業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、廃止予定店舗、遊休資産について、当中間連結会計期間末時点における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した廃止予定店舗、遊休資産及び処分予定資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等から処分費用見込額を控除して算定しております。